

※ **08** 一人ひとりが尊重される地域社会の構築

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進

第1節 一人ひとりが尊重される地域社会の構築

第2節

第3節

第4節

■ **目指す姿**

平和の大切さや尊さが継承され、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、社会の一員としてあらゆることに参加でき、誰もが安心して暮らしています。

■ **現状・課題**

●戦争の悲惨さを風化させないために、平和の大切さや尊さを次の世代へ継承していくことが求められています。

●誰もが心豊かに暮らすためには、人権尊重や権利擁護の意識が広く浸透し、様々な差別や偏見がなくなることが大切です。

●男女共同参画社会の推進については、啓発活動などにより認識はすすみつつありますが、性別による固定的役割分担意識は依然として社会のあらゆる分野で根強く残っています。

●仕事や家庭、地域などへのかかわりが多様化する中で、誰もが仕事と仕事以外の生活のそれぞれの分野にバランスよく携われることが必要です。

●暴力は性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力（DV）の根絶に向けた取組が求められています。

■ **データ**

■ **関連する個別計画、条例**

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

<p>1 平和・人権意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世界連邦平和都市宣言・八王子市非核平和都市宣言に基づき、恒久平和の大切さや尊さを次世代へ継承していくための取組を行います。 ●基本的人権の意識を普及するための啓発活動をすすめます。
<p>2 誰もが平等に安心して暮らせる社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誰もが互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持ってともに安心して暮らすことができるよう啓発活動をすすめます。 ●認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない人の権利が守られ、地域で安心して生活できるよう支援を行います。
<p>3 男女共同参画社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女が互いに尊重し合い、ともに個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の推進に向け、啓発活動を積極的に行うとともに、あらゆる分野において男女が参画しやすい環境づくりをすすめます。 ●男女がともに多様な生き方を選択でき、仕事も生活も充実できるよう「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の実現に向けた取組を行います。 ●配偶者等からの暴力（DV）について、社会的な理解を深めるとともに、関係機関との連携を強化することで適切に被害者を支援します。

■ 行政の役割

- ◇平和について学ぶ機会の提供
- ◇誰もが基本的人権を尊重され平等に暮らせる環境づくり
- ◇男女がともに社会に参画できる意識啓発と環境づくり
- ◇ワークライフバランスの推進

■ 市民への期待

- ◇平和の大切さを忘れない
- ◇個人を尊重し相手の立場になって人と接する
- ◇仕事と家庭の時間・自分の時間のバランスを保つ
- ◇雇用や登用における男女差解消を推進する（事業者）

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現している市民の割合	平成24年度 17.8%	30%	40%	ワークライフバランス推進の度合いをはかる指標です。生活の中で仕事や子育て、介護、地域活動などの優先度が本人の理想と一致している市民の増加を目指します。
平和に関する事業の参加者数	平成24年度 6,080 人/年	8,000 人/年	10,000 人/年	平和に対する意識の度合いをはかる指標です。平和の大切さや尊さを継承するための事業への参加者数の増加を目指します。

(図解等)

※ **09** 暮らしの相談・支援の充実

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進

第1節

第2節 暮らしの相談・支援の充実

第3節

第4節

■ **目指す姿**

消費生活・法律・福祉などの市民の日常生活における相談体制や支援が充実し、誰にでも分かりやすい情報が適切に提供され、誰もが安心して暮らしています。

■ **現状・課題**

- 日常生活における悩みが多様化・複雑化しています。スムーズな解決をはかるため、専門機関と連携した取組が必要です。
- 景気の低迷や雇用情勢の悪化などにより経済的な困難を抱えている市民に対し、生活の安定や回復などに関する相談支援の充実が求められています。
- ICT化の推進は多くの人の利便性を向上する一方で、情報の取得方法や発信方法が複雑化し、高齢者や障害者などが容易に情報を活用したり発信することが困難な状況となっていることもあります。
- 市の消費者相談の窓口には毎年4,000件程度の相談が寄せられています。商品・サービスの取引形態がますます複雑化・多様化する中で、消費者の知識や認識などが追いつかず被害にあらリスクが高まっています。
- 10年前に比べて外国人市民が増えています。日本語によるコミュニケーションがうまくいかないことや生活習慣の違いなどにより、外国人市民が日常生活に困難さを感じている場合があります。

■ **データ**

Blank box for data input.

■ **関連する個別計画、条例**

Blank box for related plans and regulations.

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. 暮らしの相談・支援の充実

- 専門機関と連携し、日常生活における問題やトラブルなどについて身近で相談できる体制や支援の充実に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、低所得者などに対する生活安定のための相談体制や支援の充実に努めます。
- 市営斎場や霊園について、適切な管理運営を行います。

2. 誰にでも分かりやすい情報提供

- 高齢者や障害者などに配慮しながら、誰にでも等しく分かりやすい情報環境を整えます。

3. 安全・安心な消費生活の推進

- 安全・安心な消費生活を確保するため、関係機関とのネットワークづくりをすすめるとともに、市民・事業者に対する効果的な情報提供や啓発を行います。
- 様々な機関と連携し、消費者教育の機会を提供することにより自立した消費者となるよう支援します。
- 悪質商法被害の未然防止や、消費者トラブルの予防と解決に向けた相談支援の充実に努めます。

4. 外国人市民への支援

- 多言語による生活情報の提供など、外国人市民へのコミュニケーション支援を行います。
- 外国人市民の就労や子育て・学習支援など、日常生活にかかわる相談等の支援を行います。
- 外国人市民と地域の人々がつながりを持ち、互いに理解を深めるための支援を行います。

■ 行政の役割

- ◇ 専門機関との連携による相談体制の充実
- ◇ 誰もが入手しやすい情報環境の整備
- ◇ 自立した消費者を育成するための教育・啓発機会の充実と相談支援体制の強化
- ◇ 外国人市民に対する生活支援や地域とのコミュニケーション支援の実施

■ 市民への期待

- ◇ 困ったときの相談先をあらかじめ把握しておき、一人で抱え込まずに相談する
- ◇ 日頃から暮らしの情報に目を向ける
- ◇ 悪質商法などの被害にあわないように注意する
- ◇ 地域の外国人と交流する機会を持つ

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
相談の機会が充実していると感じている市民の割合	平成29年度 51.1%	55%	60%	市が行っている様々な相談についての充実度を測る指標です。10年後には5人に3人が充実していると感じていることを目標とします。

(図解等)

※ **10** 社会保障制度の適正な運用

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進

第1節

第2節

第3節 社会保障制度の適正な運用

第4節

■ **目指す姿**

社会保障制度が理解され、健全に運営されることにより、市民が安心して暮らしています。

■ **現状・課題**

- 社会保障制度については、専門的で複雑な制度であるため、利用者にとって分かりにくくなっています。
- 介護保険や国民健康保険などにおいては、高齢化などの影響により給付費が増大し、市財政への負担が大きくなっています。
- 国民健康保険については、医療費の増加に対し景気低迷や雇用情勢の悪化などにより、保険税収入が増えないために、厳しい事業運営を強いられています。保険事業の安定した運営のためには、給付と負担のバランスを確保した健全な事業運営が求められています。
- 高齢化や景気の低迷などにより、生活保護の受給世帯が増加しています。なかでも失業などの理由で生活保護を受給している世帯の増加率が高く、就労支援など自立支援の対策が求められています。

■ **データ**

Blank box for data.

■ **関連する個別計画、条例**

Blank box for related plans and regulations.

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

<p>1 介護保険</p> <p>●財源の確保や収入率の向上に努めるとともに、事業者に対し適切な介護サービスの提供を指導するなど、健全な事業運営の確立と制度の啓発に努めます。</p>
<p>2 高齢者の医療制度</p> <p>●国の制度の動向を見据えながら、高齢者の医療制度の健全な事業運営の確立と制度の啓発に努めます。</p>
<p>3 国民健康保険</p> <p>●財源の確保や収入率の向上に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進など、医療保険全般にわたる啓発活動を推進し、健全な事業運営の確立に努めます。</p>
<p>4 国民年金</p> <p>●国民年金制度の円滑な運営のため、国の事業運営に対し協力・連携をはかり、制度の啓発に努めます。</p>
<p>5 生活保護</p> <p>●生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度を適正に運用します。</p> <p>●被保護世帯・被保護者が、生活を再構築するための経済的・社会的自立を支援します。</p> <p>●被保護世帯の子どもの健全育成のため、学習支援や進路相談などを行います。</p>

■ 行政の役割

- ◇各種制度の健全な事業運営と啓発
- ◇生活保護制度の被保護世帯に対する自立支援

■ 市民への期待

- ◇税や制度の仕組みに関心を持つ
- ◇日頃から健康管理による病気の予防に努める
- ◇ジェネリック医薬品を利用する

■ 目標設定（施策に対する指標）

—

(図解等)

※ 11 人とひととが支えあう地域福祉の推進

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第2章 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり

第1節 人とひととが支えあう地域福祉の推進

第2節

第3節

第4節

■ 目指す姿

地域の幅広い世代の様々な人々が交流し、人とひととのつながりが育かれています。地域で支えあう地域福祉が浸透し、高齢者をはじめとした誰もが社会の一員として生き生きと安心して暮らしています。

■ 現状・課題

●核家族化や価値観の多様化などにより、家庭や地域で相互に支えあう機能が弱まるとともに、高齢者のみの世帯が増加しています。そのため、買い物支援や見守りなど、顔の見える関係で支えあうことができる社会の仕組みが求められています。

●地域福祉の輪を広げていくためには、幅広い世代の交流や、学生や留学生が地域住民と交流できる機会の提供が望まれています。

●市は地域福祉の担い手の一員として、民生・児童委員を増員してきました。今後はさらに地域福祉を推進していくため、民生・児童委員だけでなく、より多くの市民が地域福祉の担い手として活動することが大切です。

●高齢者が支える側となって様々な地域活動に参加し、生きがいを持って活躍できる環境づくりが求められています。

■ データ

■ 関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. 地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり

- 子どもから高齢者までの幅広い世代の様々な人々が地域で気軽に集える交流の場づくりや交流活動を支援します。
- 地域で支えあう地域福祉の大切さを社会に浸透させるための普及・啓発を行います。
- 学生や外国人も含めた様々な人々が地域で支えあう活動に気軽に参加できるよう、町会・自治会などによる地域活動や福祉に関する情報を提供します。

2. 地域で支えあう人材の育成・支援

- 地域で支えあう活動の核となるコーディネーターや地域福祉の担い手を育成します。
- 地域で支えあう活動がより住民に理解され、地域福祉の担い手に過重な負担とならずに、活動が継続できるよう支援します。

3. 地域で支えあう仕組みの充実

- 高齢者をはじめとしたあらゆる世代の人々が生きがいを持って社会参加し、地域において人とひととが支えあう地域福祉の仕組みを構築します。
- 高齢者が長年培ってきた知識・経験を活かしながら活躍でき、生きがいを持って生活できるよう支援します。
- 民生・児童委員、ボランティア、NPO、事業者などの様々な地域福祉の担い手が連携しやすい環境を整えます。
- 地域における様々な地域福祉のニーズに応えるため、支援を必要とする人と支援できる人とをつなげます。
- 学生や外国人も含めた様々な人々が、地域で支えあう活動に参加できるよう地域のボランティア活動を推進します。
- 福祉サービスの充実のため、事業者への検査・指導を行います。

■ 行政の役割

- ◇地域で気軽に集える交流の場づくりや活動の支援
- ◇地域福祉の普及・啓発と活動に関する情報提供の充実
- ◇地域福祉を担う人材の育成・確保と継続的に活動できる支援
- ◇誰もが支えあう環境・仕組みの構築
- ◇地域のボランティア活動の推進

■ 市民への期待

- ◇高齢者の知恵や経験を積極的に活用する
- ◇子どもや高齢者など困っている人がいたら声を掛け、見守る
- ◇ボランティア活動に参加してみる
- ◇民生・児童委員の活動に関心を持つ

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
地域での交流や活動を通して生きがいを感じている高齢者の割合	平成23年度 43%	50%	60%	高齢者の地域での参加の度合いをはかる指標です。10年後には5人に3人の高齢者が生きがいを感じていることを目標とします。
近所に相談相手がいる市民の割合	平成23年度 16.7%	23%	30%	互いに相談し合える近所でのつながりの度合いをはかる指標です。共に助け合う地域福祉の推進により増加を目指します。

(図解等)

※ **12** 障害者への支援

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第2章 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり

第1節

第2節 障害者への支援

第3節

第4節

■ 目指す姿

障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民と障害者がともに支えあいながら住み慣れた地域で生き活きと暮らしています。

■ 現状・課題

●障害者の相談については障害の内容や程度、年齢などによって窓口が異なる場合があります、利用者にとって分かりづらくなっています。そのため、身近で分かりやすい相談体制の確立が求められています。
●障害児の成長段階に応じた様々な支援がありますが、連携が十分ではありません。

●障害者に対する差別や偏見がまだまだ解消されていません。市は平成23年度に障害者への差別禁止を明文化した「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定しました。また、国は同年度に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を制定しています。

●障害者が病院や施設での生活から、地域で暮らし続けていくためには、一人ひとり異なる障害への理解や生活の状況にあわせた適切な支援が必要です。

●障害者が社会の一員として生き活きと暮らしていくためには、適性や能力に応じた就労機会の確保や学習・交流活動への参加を促進することが必要です。

■ データ

■ 関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 自立支援の充実

- 障害者が社会の一員として、安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実します。
- 様々な機関の連携により、障害児の成長段階に応じた継続的な支援ができる体制を整えます。
- 障害者の地域における自立生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援を行います。
- 障害者地域自立支援協議会などを通じて、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が連携し、障害者とその家族を支援する体制の充実に努めます。
- 「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を広く周知し、障害への理解を深めるための取組をすすめます。あわせて、障害者の虐待防止への取組もすすめます。

2 社会参加の促進

- 障害者が健常者とともに地域活動に参加できる環境づくりをすすめます。
- 関連機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大と就労の定着に向けた取組を行います。
- 障害者の生涯学習・生涯スポーツの機会を促進するため、講座や講習についての情報提供を行うとともに、障害者が参加しやすい環境づくりをすすめます。

■ 行政の役割

- ◇ 障害者やその家族の暮らしを支える相談支援体制の充実
- ◇ 障害者が地域で暮らせるための福祉サービスの充実と関係機関との連携による支援体制の強化
- ◇ 障害に対する正しい理解を深めるための啓発の推進
- ◇ 障害者が社会参加する機会の拡大

■ 市民への期待

- ◇ 障害者について理解を深め、少しでも障害者の気持ちに寄り添う
- ◇ 障害者が困っていたら声を掛ける
- ◇ 障害者と交流する機会を持つ
- ◇ 障害者の雇用促進と障害者が利用しやすい環境を整備する（事業者）

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	平成22年度 27%	40%	50%	障害者に対する理解の度合いをはかる指標です。10年後には半数の方が理解や配慮をしていることを目標とします。
障害者が外出した際の満足度	平成23年度 69.6%	75%	80%	障害者側から見た社会参加のしやすさをはかる指標です。10年後には障害者の5人に4人の方が満足していることを目標とします。

(図解等)

※ 13 高齢者への支援

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第2章 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり

第1節

第2節

第3節 高齢者への支援

第4節

■ 目指す姿

支援を必要とする高齢者とその家族が保健・医療・福祉などの関係機関の連携のもと、住み慣れた地域で健康で安心して暮らしています。

■ 現状・課題

●平成24年9月の本市の高齢化率は21.8%となっており、10年前と比べ6.7ポイント上昇しています。また、平成22年の国勢調査によると一人暮らし高齢者の世帯は20,123世帯となっており、10年前と比べ倍増しています。

●在宅介護や公的サービスの利用についての相談など、高齢者の地域での生活を支援するため、市は平成18年度から地域包括支援センターを設置してきました。

●老老介護などによる家族や介護者の過重負担や、社会から孤立した生活が孤独死につながるなどの問題が全国的に発生しています。また、高齢者への虐待も問題となっています。

●高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・福祉の様々な支援が切れ目なく提供される地域包括ケア体制の構築が求められています。

●多くの高齢者は適度な運動の実践や規則正しい生活を送るなど健康の維持・増進に努力しています。今後も、要支援や要介護状態の予防に向けた意識改革が必要です。

■ データ

Blank box for data input.

■ 関連する個別計画、条例

Blank box for related plans and regulations.

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域で自分らしく安心して暮らすための支援の充実

- 高齢者が健康に暮らせるよう、早い段階から介護予防の対策をすすめます。
- 高齢者が在宅介護や公的サービスなどについて、身近なところで相談できる地域包括支援センターなどの相談機能や情報提供の充実に努めます。
- 高齢者が自分らしく安心して生活できるよう、高齢者の虐待防止と養護者に対する支援を推進します。

2 在宅・施設サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターを拠点として介護や医療などの様々なサービスが提供できる地域包括ケア体制を構築します。
- 介護する家族のための相談機能や介護者同士の交流の機会を充実します。
- 在宅サービスの関係団体や事業者などと連携し、介護保険外の生活自立支援サービスの充実に努めます。
- 特別養護老人ホームなどの介護保険関連施設について適正な配置に努めます。

■ 行政の役割

- ◇介護予防対策の推進
- ◇地域包括支援センターの相談機能などの拡充
- ◇地域包括支援センターを拠点とした地域包括ケア体制の構築
- ◇介護者が交流できる機会の充実
- ◇介護保険以外の自立支援に向けたサービスの充実

■ 市民への期待

- ◇若いうちから介護予防のための健康管理に気を付ける
- ◇高齢者に思いやりを持って接する
- ◇介護者同士で交流を持つ
- ◇高齢者が利用しやすい環境を整える（事業者）

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
介護保険サービス利用者の満足度	平成23年度 82.8%	85%以上		高齢者やその家族への支援の充実度をはかる指標です。今後は毎年85%以上の介護保険サービス利用者が満足していることを目標とします。
高齢者の地域包括支援センターの認知度	平成23年度 36.4%	60%	80%	高齢者とその家族が必要な時にサービスを活用できる環境づくりの推進の度合いをはかる指標です。10年後には5人に4人の方が知っていることを目標とします。

(図解等)

※ 14 健康の維持・増進

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3章 保健医療の充実

第1節 健康の維持・増進

- 第2節
- 第3節
- 第4節

■ 目指す姿

健康であることの大切さを誰もが意識し、子どもの頃から生涯を通じて自ら健康づくりに取り組むことで、健康で安心して暮らしています。

■ 現状・課題

●食生活やライフスタイルが多様化し、生活習慣病などが全国的に増加しています。そのため、市民一人ひとりが自ら健康づくりをしていけるよう、健康に関する正しい知識の普及・啓発と継続した健康づくりへの取組が求められています。

●健康の維持や疾病の重症化を防ぐためには、健診・検診を受診し疾病予防・早期発見・早期治療に努めることが重要です。しかしながら、平成23年度の本市の受診率は特定健診が45.9%、がん検診などは受診者が多いものでも18.7%となっています。

●育児不安やストレスを抱える妊産婦が増えており、母子保健による産前産後のケアの充実が求められています。また、3歳児健診以降の子どもの発達をフォローする機会など、発達障害等に対する早期対応の充実も必要です。

■ データ

Blank box for data.

■ 関連する個別計画、条例

Blank box for related plans and regulations.

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. 健康づくりの推進

- 市民・各種団体との連携により、健康についての正しい知識を学ぶ機会の充実やスポーツ・レクリエーションへの参加を促すなど、健康づくりの機会を充実します。
- 健康づくりを推進する人材の育成に努めます。
- 保健師などによる専門知識に基づいた健康相談の体制を確立します。
- 望ましい食生活や食に関する知識の普及・啓発、情報提供などの充実に努め、食育を推進します。
- 健康の増進をはかるため、幅広い年齢層を支援できる保健と福祉の推進拠点を整備します。

2. 疾病予防対策の推進

- 健診・検診の有効性や日常生活習慣と疾病とのかかわりなどを啓発します。
- 疾病予防や重症化しないための健診・検診による健康管理を促進します。
- がんによる死亡率の減少に向け、正しい知識や予防につながる生活習慣の改善、検診などの必要性について啓発をすすめます。
- 市民の健康を守るため、予防接種の効果について周知・啓発を行うとともに体制の充実に努めます。

3. 母子保健の充実

- 妊娠から子どもの就学前までの継続した支援や相談体制の充実に努めます。
- 母子の健康を守るため、行政・医療・関係機関などの連携を強化します。
- 発達障害などの早期対応により、適切な支援や早期療育につなげます。

■ 行政の役割

- ◇ 自主的な健康づくりの推進
- ◇ 健康相談体制の確立
- ◇ 食生活や食に関する情報提供や啓発の推進
- ◇ 健診・検診の重要性の啓発と受診促進
- ◇ 妊産婦や乳幼児に対する支援体制の充実

■ 市民への期待

- ◇ 自らの健康は自分で守るという意識を持つ
- ◇ 規則正しい食生活や生活習慣、適度な運動を心掛ける
- ◇ 定期的に健診・検診を受ける
- ◇ 育児不安は早めに相談する

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
健康維持・増進を心掛けている市民の割合	平成23年度 86.4%	90%	95%	健康維持・増進への市民自らの取組の度合いをはかる指標です。10年後には大多数の市民が自分の健康を意識して行動していることを目標とします。
特定健康診査受診率	平成23年度 45.8%	60%	60%以上	健康維持・増進に対する市の取組の度合いをはかる指標です。40歳以上の国民健康保険加入者の健康診査受診割合を、5年後には国の目標値60%とし、その後も向上することを目標とします。

(図解等)

※ **15** 保健衛生の充実

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3章 保健医療の充実

第1節

第2節 保健衛生の充実

第3節

第4節

■ 目指す姿

地域に密着した保健サービスが提供され、専門性の高い保健対策や公衆衛生の向上がはかれることで、誰もが安心して暮らしています。

■ 現状・課題

●本市は平成19年度に保健所政令市へ移行し、食中毒や感染症の対策など身近なところでより専門的な保健衛生サービスの提供が可能になりました。

●HIV/エイズ・結核・新型インフルエンザなど様々な感染症への対策が求められています。

●経済的な理由や対人関係・健康の不安など様々な要因が複雑に絡み合い、心を病む人や自殺者が増加しています。

●難病への対策については、療養支援とともに難病患者の精神的な負担を軽減する対策が必要になっています。

●犬や猫などのペットを飼育する人が増えています。一方で飼い主の認識不足により散歩中に犬を放したり、無責任な猫への餌やりなど苦情も発生しています。

●保健所・保健センター・保健福祉センターが、それぞれの役割を十分に発揮できる体制を整える必要があります。

■ データ

Blank box for data input.

■ 関連する個別計画、条例

Blank box for related plans and regulations.

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 専門性の高い保健対策の推進

- HIV/エイズの啓発・検査・相談や結核などの感染症予防と早期発見・感染拡大防止のための対応を充実します。
- 新型インフルエンザなど感染症による健康危機管理への迅速な対応を行います。
- うつ病などの精神保健に関する対策や自殺に関する総合的な対策をすすめます。
- 難病などの患者・家族の交流をはかるとともに、相談体制や支援を充実します。

2 生活衛生の充実

- 食品・医事・薬事について、市民の安全を確保し、健康被害を防ぐための監視・指導・検査などを行うとともに各種相談・啓発を行います。
- 理容所・美容所・旅館業・公衆浴場などに対する監視・指導・検査や、飲み水としている井戸水などに関する各種相談・啓発を行うことで、環境衛生の向上に努めます。
- 動物愛護思想と犬や猫などの正しい飼い方の啓発を推進します。

3 保健行政の推進

- 保健福祉センターを地域拠点とし、保健所が中核的機能を担うことにより地域に密着した保健行政を推進するとともに、地域医療との連携を強化します。

■ 行政の役割

- ◇ 感染症の予防や拡大防止対策の充実
- ◇ 精神保健対策の推進
- ◇ 難病患者やその家族に対する相談体制や支援の充実
- ◇ 生活衛生の向上に向けた啓発・検査などの実施
- ◇ 保健行政と地域医療の連携強化

■ 市民への期待

- ◇ 早めの受診などの感染症への対応を行う
- ◇ 心の健康を保つため、早めの相談を心掛ける
- ◇ 食中毒防止のため家庭での調理の衛生状態に気を配る
- ◇ 愛情を持ってペットを最期まで飼育する

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
結核罹患率	平成23年度 16.2 人/10万人・年	12.6 人/10万人・年	12.1 人/10万人・年	保健対策の推進の度合いをはかる指標です。1年間に新規登録された人口10万人に対する結核患者数であり、結核のまん延状況を表す基本的な数値です。東京都の目標値を参考に減少を目指します。
食中毒発件数	平成23年度 3件/年	0件/年	0件/年	生活衛生の充実度をはかる指標です。食中毒の発生により営業停止などの不利益処分を行った件数を今後5年間で0件とすることを目標とします。

(図解等)

※ 16 地域医療の充実

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3章 保健医療の充実

第1節

第2節

第3節 地域医療の充実

第4節

■ 目指す姿

ライフステージごとの必要な医療サービスと医療・介護・リハビリの一貫した体制が整い、医療への不安が解消され、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしています。

■ 現状・課題

●初期医療を担うかかりつけ医や、高度医療を担う中核病院、救急医療を担う救急病院などが役割を分担し、地域医療全体が効率よく十分に機能を発揮するため、市では医療の連携をすすめています。

●救急車の不適切な利用により、緊急を要する傷病者への対応が遅れることもあります。そのため、救急車の適正利用についての啓発が必要です。

●介護や療養が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉などのサービスが一体的に提供できる支援体制が求められています。

●退院後もリハビリを必要とする人の社会生活への早期復帰を実現するためには、入院中からの適切な引継ぎや医療と介護の連携による一貫したリハビリテーションの体制が必要です。

■ データ

Blank box for data input.

■ 関連する個別計画、条例

Blank box for related plans and regulations.

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. 地域医療体制の充実

●市民に必要な医療情報の提供や医療相談の体制を整えます。

- がんなどに対する高度医療や産婦人科・小児科などの専門医療の充実、看護人材の養成など、地域医療の向上に向けた取組を行います。
- 地域の各医療機関がその機能を最大限に活かしつつ連携をすすめることにより、市民が継続的かつ効果的な医療を受けられる体制づくりを推進します。
- かかりつけ医を持つことの普及・定着を推進します。

2. 救急医療の充実

●救急相談ダイヤルの周知など、適切な救急医療の受診のための啓発を行います。

●夜間・休日における適切な救急医療サービスを実現するために、各医療機関との連携体制を強化します。

3. 在宅介護体制との連携

●在宅での医療・介護を希望する市民が適切なサービスを受けられるよう、在宅医療の充実に努めるとともに医療と在宅介護体制との連携を推進します。

●退院後の生活を支援するため、在宅復帰に向けたリハビリ体制などの充実に努めます。

■ 行政の役割

- ◇医療に関する情報の提供と相談体制の整備
- ◇専門医療の充実と医療機関の連携促進
- ◇在宅医療・リハビリ体制の充実

■ 市民への期待

- ◇身近なかかりつけ医を持つ
- ◇救急車の適正利用の知識を得る
- ◇高齢者救急医療情報用紙を活用する
- ◇信頼する医師のもと、主体性を持って治療に臨む

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
かかりつけ医を決めている市民の割合	平成23年度 75.3%	80%	85%	医療連携の推進の度合いをはかる指標です。日常的な受診の有無にかかわらず、かかりつけ医を決めている市民の増加を目指します。

(図解等)